

協議第 1 号

薩摩川内市自治総合審議会の会長及び副会長の互選

薩摩川内市自治総合審議会の委員について、平成 21 年 7 月 8 日から平成 22 年 3 月 31 日までの任期において、委嘱したところである。

については、薩摩川内市自治総合審議会規則第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により会長及び副会長を選任する必要がある。

会 長	
副会長	

(参照)

○ 薩摩川内市自治総合審議会規則 (抜粋)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(参考)

○ 薩摩川内市自治総合審議会 委員名簿

別添資料 1 のとおり